

(公印省略)  
伊監第115号  
令和4年11月8日  
(2022年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藺 有理

### 定期監査（フォローアップ）結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、前回の定期監査指摘事項に対する措置状況について実施した監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

|                    |         |         |
|--------------------|---------|---------|
| 教育委員会事務局<br>こども未来部 | 幼児教育保育室 | 幼児教育推進課 |
|--------------------|---------|---------|

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査(フォローアップ)(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

## 第2 監査の対象

本監査は、令和3(2021)年度に定期監査を実施した以下の部局及び項目を対象として事務の改善状況について、監査を実施しました。

- ① 対象部局 教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課
- ② 対象項目 保育所等の会計年度任用職員の報酬支給について

## 第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

|          |  |
|----------|--|
| 支出事務について | <ul style="list-style-type: none"><li>・支出負担行為は法令等に違反しないか。</li><li>・支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。</li><li>・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。</li></ul> |
|----------|--|

なお、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

## 第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な監査方法により実施しました。

## 第5 監査の日程

令和4年(2022年)8月23日～令和4年(2022年)10月24日

## 第6 監査の結果

監査の結果は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

## I 本監査における指摘事項等（前回未措置分を含む）

### <指摘事項>

#### [幼児教育推進課]

#### 1 支出事務について

##### (1) 保育所等の会計年度任用職員の報酬支給について

保育所等の会計年度任用職員の報酬支給事務については、令和3年度の定期監査において、報酬の支給誤りが複数見受けられたため、保育所等の管理並びに運営の支援及び助言をする立場である幼児教育推進課に対し、ミスを防ぐための体制を構築するよう口頭で指導しました。また、令和4年度の定期監査において、再度調査する旨を予告しました。

今回、保育所等から1園を抽出し、令和4年6月分の報酬支給事務について調査したところ、精算の必要なものが7件あり、支給誤り件数は減少していませんでした。これらは、主に勤務時間の単純な集計ミスによるものでした。

当該園について、令和4年度の支給誤りがないか全件点検し、必要に応じて精算を行うよう指導を行ってください。また、支給誤りをなくす対策を支援し、適正に報酬が支給される体制を早急に構築してください。